

## 「ジェンダー」の定義について（使用例）

### I 国際機関等

#### 1. 国連開発計画（UNDP）

- 「男子、女子という生物学的性差を「sex」という語で表すのに対し、社会的・文化的につくりあげられた性別をジェンダーという。」（1995年 UNDP 人間開発報告書）

#### 2. 世界銀行

- 「セックスとジェンダー：セックスが生物学的な男女別の状態を意味するのに対し、ジェンダーは社会的に定義された男または女のあり方の側面を意味する」（1998年12月発表の報告書「Mainstreaming Gender and Development in the World Bank」）

#### 3. 国連ジェンダー問題特別顧問事務所（OSAGI）

- 「ジェンダー：女性間・男性間の関係のみならず、男性であること、女性であることと、男女・少年少女の関係に根ざす社会的態度と機会を指す」（OSAGI ホームページ「CONCEPTS AND DEFINITIONS」）

#### 4. 世界保健機関（WHO）

- 『「Sex」は男性であるか女性であるかを定義付ける生物学的・生理的特徴を指す。  
「Gender」は特定の社会が男性及び女性にふさわしいと考える社会的に構築された役割、態度、行動、属性を指す。言い換えると、「男性」「女性」は Sex カテゴリーであり、「男らしい」「女らしい」は Gender カテゴリーである。Sex の特徴は異なる社会間で実質的に変わらないが、Gender の特徴は異なる社会間で大きく異なる。』
- 『<ジェンダーの特徴の例> ベトナムでは、伝統的に女性がタバコを吸うのは

適切でないと考えられていたため、女性よりもずっと多くの男性がタバコを吸う。サウジアラビアでは、男性は車を運転することが認められているが、女性は認められていない。』 (WHO ホームページ「What do you mean by “sex” and “gender” ?」)

## 5. 国連人口基金 (UNFPA)

- 「Gender という用語は、男性または女性であることに関連する経済的・社会的・文化的属性や機会を指す。 (中略) Gender はしたがって、それが生物学的というよりも社会的・文化的なものである点で Sex とは異なる。Gender の属性及び特徴は、とりわけ男性と女性が果たす役割及び人々に向けられる期待全般にわたって、社会間で大きく異なり、時間の経過と共に変化する。しかし、Gender の属性が社会的に構築されたものであるという事実は、それらが社会をより公正で公平にするような変化の影響を受ける可能性があることをも意味している。」 (UNFPA ホームページ「What is meant by “gender” ?」)

## 6. 欧州委員会 (European Commission: EU の執行機関)

- 「(Gender は) 習得された男女の社会的差について言及する際の概念であり、年月により変化し、それぞれの文化内や異なる文化間で広い変異の幅を持つ。」 (雇用・社会・機会均等担当部門作成冊子「100 Words for Equality」)

## 7. 国連経済社会理事会

- 「ジェンダーの視点の主流化 (Mainstreaming a gender perspective) とは、すべての分野のすべてのレベルの法律、政策プログラムを含め、すべての計画された行動が女性と男性に及ぼす諸影響を評価する過程である。女性と男性が等しく便益を受け、不平等が持続しないよう、女性及び男性の関心と経験を政治、経済、社会すべての分野における政策や施策の計画、実施、監視及び評価の不可欠な要

素とするための戦略である。最終目標は、ジェンダー平等を達成することである。」

(1997年国連経済社会理事会第33会期合意結論1997/2号)

<参考>2000年9月、ニューヨーク国連本部で開催された国連ミレニアム総会（日本政府からは森喜朗総理大臣（当時）が出席）において採択された国連ミレニアム宣言（United Nations Millennium Declaration）抜粋

「貧困、飢餓および病気と闘い、真に持続可能な開発を刺激する効果的な方法として、男女平等（Gender Equality）と女性のエンパワーメントを促進すること。」「平和と安全保障、経済・社会開発、国際法と人権、民主主義およびジェンダー問題（gender issues）など、さまざまな分野において、国会議員の世界的な機関である列国議会同盟（IPU）を通じ、国連と各国議員の強力をさらに強化すること。」

## II 日本政府

### 1. 男女共同参画基本計画（平成12年12月閣議決定）

- 「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。」（重点課題2の（2））

### 2. ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ（平成17年3月）

- 「国際協力の分野では、開発途上国の女性の地位向上に着目した「開発と女性（WID）」という開発アプローチに加え、「ジェンダーと開発（GAD）」というアプローチが、1980年代以降重視されるようになった。GADは、開発におけるジェンダー不平等の

要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチである。GADアプローチは、ジェンダー不平等を解消するうえでの男性の役割にも注意を払うとともに、社会・経済的に不利な立場におかれている女性のエンパワメントを重視する。」

### 3. 防災協カイニシアティブ（平成17年1月）

- 「政策決定への参画、経済社会活動への参加、情報へのアクセスといった様々な面で男女格差が存在するために、女性は災害時に特に被害を受けやすい。したがって、防災協力の全ての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う。」

## 新しい男女共同参画基本計画に関する当面の論点について

平成16年10月7日

岩男 壽美子 内永 ゆか子 神田 道子  
君和田 正夫 住田 裕子 橋木 俊詔  
林 誠子 原 ひろ子 平山 征夫  
福原 義春 古橋 源六郎 山口 みつ子

平成16年7月28日の内閣総理大臣からの諮問を受け、男女共同参画会議では、政府が男女共同参画基本計画を策定する際の基本的考え方の検討を開始する。

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法の前文に規定されているように21世紀の我が国の最重要課題であり、総合的な構造改革を進める上で極めて重要な位置を占めるものである。また、少子化対応や、男女がお互いにその人権を尊重しつつ生涯にわたって安心して暮らすためにも不可欠である。

しかしながら、女性の社会進出度を国連が毎年発表しているジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）で見ても我が国は78カ国中38位に止まっており、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層進める必要がある。

このような最重要施策の推進において根幹となる新たな男女共同参画基本計画は、現行計画策定後の新たな経済社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの参画会議決定や関連提言の内容を基本計画に位置付け、施策の前進を図るものでなければならない。また、より実効性が上がるようなものでなければならない。そのため、達成目標や実施期間について可能な限り定量的に記述するとともに、内閣府及び関係省庁において評価や影響調査を行うことなど、施策の遂行を担保する方策について検討する必要がある。

また、基本的考え方の検討に当たっては、特に、以下のような論点を踏まえる必要があると考える。

### （女性のチャレンジ支援の推進）

1. 男女共同参画社会へのあゆみが緩やかである現状を踏まえ、ポジティブ・アクションを、その前提としての女性の人材開発を含め強力に推進する必要がある。このため、女性のチャレンジ支援策の充実・強化を図り、社会のあらゆる分野において、「指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になるよう期待」という閣議決定の着実な達成を図る。

### （ジェンダーに敏感な視点の定着）

2. 男女の人権が尊重され、男女共同参画に関する理解を深め、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を定着させることが、11の重点目標の各分野及び他の政策の推進において重要な基盤となることについて、基本的考え方として明確にする。なお、ジェンダーに関しては誤った認識が見られるが、これについては是正に努める。

(新たな分野への取組)

3. 現行計画の11の重点目標に限らず、関連するあらゆる施策に男女共同参画の視点を持って取り組むことが重要である。特に、女性研究者の登用の促進や、観光、まちづくり、地域おこし、環境対策、科学技術分野の政策決定過程への女性の参画の促進等については重点的に取り組む必要があり、それらについて明確に記述する。

(パート等の均等待遇の確保と働き方の見直し)

4. パートを始め多様な就業形態の労働者が増加しているが、これらの者に対する均等待遇を確保する必要がある。このことは、男女ともに働き方を希望に応じて選ぶことを可能にし、ひいては持続可能な社会保障制度の構築にもつながる。また、少子化対応ともなり得るよう、労働時間の短縮を図るなど働き方の見直しを進める。

(様々なネットワークづくりの推進)

5. 多様な価値観の下、個性を生かしつつ共に生きることが出来る男女共同参画社会の実現に向けて、地域活動、NPO活動等のネットワークや、個々人の生き方を支援する社会の安全網としてのサポートシステム等、様々なネットワークを構築することが重要であり、このようなネットワークづくりを推進する。